議第162号

呉市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

呉市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。 呉市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

呉市空家等の適切な管理に関する条例(平成25年呉市条例第17号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示 すように改正する。

改正前

(緊急安全措置)

第7条 略

じ。)の同意を得なければならない。

4 市長は、法第14条第1項から第3項ま 4 市長は、法第13条の規定により指導及 での規定により助言又は指導, 勧告及び命 令を行った特定空家等についても, 第1項 に規定する状態にある場合は, 当該特定空 家等に緊急安全措置をとることができる。

(警察その他の関係機関との連携)

第8条 市長は、必要があると認めるとき|第8条 市長は、必要があると認めるとき は、市の区域を管轄する警察署その他の関 係機関に法第14条第1項から第3項まで の規定により市長が特定空家等の所有者等| に対して行う助言又は指導, 勧告及び命令 に関する情報を提供し、当該特定空家等を 解消するために必要な協力を求めることが できる。

改正後

(緊急安全措置)

第7条 略

2 市長は、緊急安全措置をとる場合におい 2 市長は、緊急安全措置をとる場合におい ては、あらかじめ所有者等(法第3条に規) ては、あらかじめ所有者等(法第5条に規 定する所有者等をいう。次項において同 定する所有者等をいう。次項において同 じ。)の同意を得なければならない。

び勧告を行った管理不全空家等並びに法第 22条第1項から第3項までの規定により 助言又は指導, 勧告及び命令を行った特定 空家等についても, 第1項に規定する状態 にある場合は, 当該空家等に緊急安全措置 をとることができる。

(警察その他の関係機関との連携)

は、市の区域を管轄する警察署その他の関 係機関に法第13条の規定により市長が管 理不全空家等の所有者等に対して行う指導 及び勧告に関する情報並びに法第22条第 1項から第3項までの規定により市長が特 定空家等の所有者等に対して行う助言又は 指導,勧告及び命令に関する情報を提供 し, 当該空家等を解消するために必要な協 力を求めることができる。

付 則

この条例は,公布の日から施行する。

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い, 所要の規定の整備をするため, この条例案を提出する。